

尼崎市立武庫東中学校いじめ防止基本方針（R07.4.7改訂）

1 いじめの定義

この方針において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が本校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、事案が発生した場所は学校の内外を問わない。

【「いじめ防止対策推進法」より】

2 いじめ等に対応する基本方針

(1) (基本理念)

いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。また、教育を受ける権利を著しく侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れもある。「いじめは全ての生徒に関係し、全ての学校で起こり得るものである。」という考えにたち、全ての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われているいじめを認識しながら放置することがないように、学校教育全体を通じていじめ防止等のための対策を行う。

(2) (いじめ禁止)

生徒はいじめを行ったり、放置してはならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- * 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- * 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- * 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- * ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- * 金品をたかられる。
- * 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- * 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- * パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(3) (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学校生活を送れるよう、保護者・関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合は、被害者の立場を最大限尊重しつつ、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努

める。また、必要に応じて関係機関とも連携し指導する。

3 主な取り組み

(1) 未然防止

- ① 生徒の豊かな心と好ましい人間関係を築き「いじめを生まない土壌づくり」を行うため、道徳教育・人権教育・体験活動・特別活動の充実を図る。
- ② 保護者並びに地域住民・関係機関と連携を図り、情報交換や啓発活動を積極的に行う。
- ③ 教師がわかりやすい授業を心がけ、学習に対する達成感・成就感を育て、自尊感情を高める。
- ④ 教職員に対し、いじめ防止等のための対策に関する資質橋上に必要な研修を実施する。

(2) 早期発見

- ① すべての教員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行う。また、情報を共有して小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけ「子どもがいるところには、教職員がいる」ことをめざす。
- ② 連絡帳等を活用して、担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取ることで一層の信頼関係を構築していく。
- ③ いじめアンケート・学校生活アンケートを年3回・教育相談を年2回実施する。
- ④ 生徒や保護者が相談しやすい体制(スクールカウンセラー)を整備する。

(3) 事案対処

- ① いじめ問題を認知した教職員は、その時、その場で、いじめを止めるとともに、関係者に適切な指導を行う。あわせて学級担任・生徒指導担当(いじめ対策委員会)に連絡するとともに、校長・教頭に報告しいじめ問題の解決に努める。
- ② 情報収集を綿密に行う。また、事情聴取を行う場合は、生徒それぞれ別々の場所で行うなど、場所・時間等を十分に配慮する。
- ③ 事実確認は第三者からも詳しく情報を得て、原則、複数の教員で行い、教職員間の連携と情報共有を随時行う。
- ④ 事実確認をした上で、いじめられている生徒の身体の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒には毅然とした態度で指導に当たる。また、傍観者の立場にいる生徒にもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ⑤ 学校内だけでなく、関係機関とも連携をとって解決に当たる。
- ⑥ いじめが解消されたように見られても、折に触れ必要な指導、被害生徒の見守りを継続的に行う。

いじめ解消の要件

- ① 被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続している。
- ② 被害生徒及び保護者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められる。

(4) ネット上のいじめの未然防止

- ① 学校で情報モラル教育を行い、家庭と連携し指導する。
- ② 保護者や地域に啓発活動を行うとともに、外部講師を招聘しサイバー犯罪教室やスマホ安全教室を開催する。

(5) いじめ対応チームの設置

《名 称》	いじめ対策委員会
《構成員》	校長、教頭、生徒指導担当・不登校担当・養護教諭・SC・SSW等
《開 催》	月1回開催。いじめ事案発生時に緊急開催。

【取り組み】

<1学期>

- ・いじめ等問題行動に対する学校方針の検討、教育相談の内容の検討及び情報交換
- ・いじめアンケートの実施、教職員研修、1学期の反省と2学期の取り組みの検討

<2学期>

- ・教育相談の内容の検討及び情報交換、いじめアンケートの実施、2学期の反省と3学期の取り組みの検討、情報モラル教室実施

<3学期>

- ・3学期の反省と次年度の取り組みの検討、いじめアンケートの実施

(6) 重大事案への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、(いじめ防止対策推進法28条)の規定に基づき以下のように対処する。

- ① 重大な事態が発生した旨を、尼崎市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ その他、国の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文部科学省)に基づき適切に対処する。

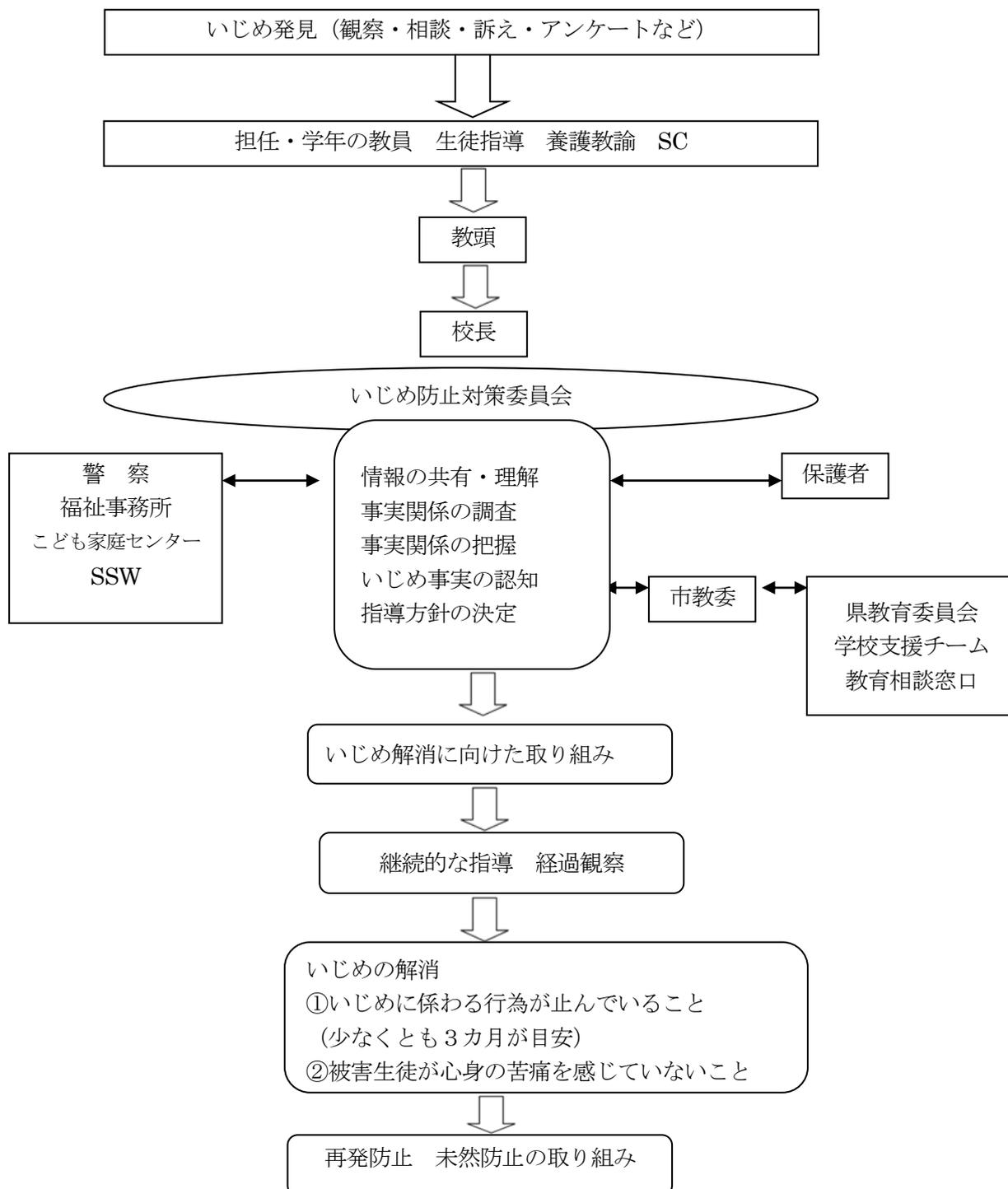
(7) 特に配慮を要する生徒への対応

発達障害を含む障害のある生徒、外国人生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒等、学校として特に配慮が必要な生徒については、保護者との連携を図りながら日常的に当該生徒の特性を踏まえた適正な指導を行う。

(8) 学校評価における留意事項

いじめの事実を隠蔽せず、いじめの実態の把握及び処置を適切に行うため、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取り組み等について適正に評価する。

【 いじめ事案対応の基本的な流れ 】



※上記の例は基本的な対応の流れを示しているものであり、いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応します。